

# 公立大学法人大阪定款

## 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員（第8条－第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第17条－第19条）

第2節 教育研究審議会（第20条－第22条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第23条・第24条）

第5章 資本金等（第25条・第26条）

第6章 委任（第27条）

## 附則

第1章 総則

### （目的）

第1条 この公立大学法人は、豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場と捉え、社会の諸問題について英知を結集し、併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的とする。

### （名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）と称する。

(大学等の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、大学及び高等専門学校を次のとおり設置する。

名 称	所 在 地
大阪公立大学	大阪市城東区
大阪公立大学工業高等専門学校	寝屋川市

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、大阪府及び大阪市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、大阪府公報及び大阪市公報への掲載又はインターネットの利用（以下「公報掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で公報掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその公報掲載等に代えることができる。

## 第2章 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事10人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第

14条に規定する役員会の議を経なければならない。

- 3 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 7 監事は、法人の業務を監査する。
- 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、大阪府知事（以下「知事」という。）又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、知事及び市長が協議の上、任命する。

（学長の任命）

第11条 大阪公立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

- 2 学長の選考を行うため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充て

る。

- (1) 第17条第2項第3号及び第4号に掲げる者から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
  - (2) 第20条第2項第2号から第6号までに掲げる者から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 6 委員の総数のうち2分の1は、法人の役員又は職員以外の者とする。
  - 7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
  - 8 議長は、選考会議を主宰する。
  - 9 第5項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(学長でない副理事長、理事及び監事の任命)

第12条 学長でない副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事のうち3分の1以上は、法人の役員又は職員以外の者の中から任命しなければならない。
- 3 監事は、知事及び市長が協議の上、任命する。

(任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 学長である副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。
- 3 学長でない副理事長及び理事の任期は、理事長が定める。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任

命の際法人の役員又は職員でなかったときは、前条第2項の規定の適用については、その再任の際当該理事を法人の役員又は職員以外の者とみなす。

7 前項の規定により再任された理事長の任期は、2年とする。

(役員会の設置及び構成)

第14条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(役員会の招集及び議事)

第15条 役員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事のうち2人以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、役員会を主宰する。

5 役員会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 役員会の議事は、出席する副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見に関する事項

(2) 法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学域、学科、学類その他の重要な組織の設置又は廃止に関する

る事項

- (5) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

### 第3章 審議機関

#### 第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから理事長が任命する者

3 前項第4号に該当する委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

3 議長は、経営審議会を主宰する。

4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第19条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第20条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学長が指名する法人内における教育研究上重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する法人の職員

(6) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから教育研究審議会の承認を得て学長が任命する者

3 前項第6号に該当する委員の数は、4人以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第4号までに該当する委員の任期は、当該職の任期による。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第21条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

3 議長は、教育研究審議会を主宰する。

4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) 法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項のうち、教育研究に関する

もの

- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第23条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学及び高等専門学校を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 教育研究成果を普及し、その活用を促進すること。
- (6) 法第21条第2号の出資又は援助を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第24条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

## 第5章 資本金等

### (資本金)

第25条 法人の資本金は、大阪府及び大阪市が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産とし、当該資本金の額は当該資産について、出資の日における時価を基準として大阪府及び大阪市が評価した価額の合計額とする。

### (解散した場合の残余財産の帰属)

第26条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、大阪府及び大阪市による協議を経て、大阪府及び大阪市に当該残余財産を分配するものとする。

## 第6章 委任

### (委任)

第27条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

### (最初の学長の任命及び任期に関する特例)

2 法人が設置する大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、法第72条第3項において読み替えて準用する法第71条第6項に規定する者のうちから、理事長が行う。この場合において、第11条第4項の規定の適用については、「前項」とあるのは、「附則第2項」とする。

3 前項の規定により任命された学長の任期は、第13条第2項の規定にかかわらず、4年とする。ただし、当該学長が法人の成立の日の前日に大阪府立大学

又は大阪市立大学の学長（以下この項において「旧学長」という。）であった者と同一のものである場合は、当該学長の任期は6年から旧学長であった期間を控除した期間とする。

（最初の理事の任命に関する特例）

- 4 法人の成立の日の前日に公立大学法人大阪府立大学又は公立大学法人大阪市立大学（以下「旧法人」という。）の役員であった者で旧法人における役員の最初の任命の際旧法人の役員又は職員でなかったものを理事に任命する場合の第12条第2項の規定の適用については、その任命の際当該理事を法人の役員又は職員以外の者とみなす。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の一部変更は、令和4年4月1日から施行する。

（旧大学の存続等）

- 2 この定款の一部変更による変更前の公立大学法人大阪定款第3条の規定により設置された大阪府立大学及び大阪市立大学（以下これらを「旧大学」という。）は、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪定款（以下「新定款」という。）第3条の規定にかかわらず、旧大学に在学する者がいなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により旧大学が存続する期間における新定款の規定の適用については、新定款第8条中「副理事長1人」とあるのは「副理事長3人以内」

と、新定款第9条第4項中「行う」とあるのは「行う。この場合において、副理事長が複数置かれているときは、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う」と、新定款第11条第1項中「大阪公立大学の学長」とあるのは「大阪公立大学の学長、大阪府立大学の学長及び大阪市立大学の学長」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、学長は、相互に兼ねることができる」と、同条第2項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学（以下「大阪公立大学等」という。）ごとに」と、同条第5項第2号中「同条第1項に規定する教育研究審議会」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに置かれる各教育研究審議会」と、新定款第20条第1項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに」とする。

(最初の大阪公立大学の学長の任命等に関する特例)

- 4 公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪公立大学の設置後最初の同大学の学長の任命については、新定款第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第72条第3項において読み替えて準用する同法第71条第6項に規定する者のうちから、理事長が行う。
- 5 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は、新定款第13条第2項の規定にかかわらず、4年とする。ただし、当該学長がこの定款の一部変更の施行の日の前日に大阪府立大学又は大阪市立大学の学長であった者と同一の者である場合は、当該学長の任期は、6年から大阪府立大学又は大阪市立大学の学長であった期間を控除した期間とする。

(大阪公立大学の設置後最初の旧大学に係る教育研究審議会の委員の任期に関する特例)

6 法人が設置する大阪公立大学の設置後最初に指名され、又は任命される旧大学に係る教育研究審議会の委員（新定款第20条第2項第5号又は第6号に該当する者に限る。）のうち、補欠の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、2年とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

（旧大学が存続する期間における副理事長の定数等）

2 令和4年3月24日に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第80条の規定により読み替えて適用する同法第8条第2項の認可を受けた公立大学法人大阪定款の一部変更の附則（以下「令和4年変更附則」という。）第2項の規定により同項に規定する旧大学が存続する期間における、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪定款（以下「新定款」という。）の規定の適用については、令和4年変更附則第3項の規定にかかわらず、新定款第8条中「副理事長2人以内」とあるのは「副理事長4人以内」と、新定款第11条第1項中「大阪公立大学の学長」とあるのは「大阪公立大学の学長、大阪府立大学の学長及び大阪市立大学の学長」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、学長は、相互に兼ねることができる」と、同条第2項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学（以下「大阪公立大学等」という。）ごとに」と、同条第5項第2号中「同条第1項に規定する教育研究審議会」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに置かれる各教育研究審議会」と、新定款第20条第1項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに」とする。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年4月1日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画に関する事項については、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪定款第16条、第19条及び第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第25条関係）

資産の種別	所在地	面積（m <sup>2</sup> ）
土地	大阪市城東区森之宮二丁目2番24	4,311.95
同	同 2番31	11,691.49
同	同 2番33	7,522.69
同	堺市中区学園町174番1	57,486.00
同	同 174番15	59.00
同	同 174番16	35,922.01
同	同 174番17	18,225.00
同	同 174番18	195.00
同	同 174番19	5,004.00
同	同 174番20	426.50
同	同 217番3	33,714.00
同	同 217番20	36,712.00
同	同 217番21	40,806.00
同	同 217番22	47,281.00
同	同 217番23	4,563.00
同	同 217番24	7,727.00
同	同 217番25	1,259.00
同	同 217番26	7,525.88
同	同 217番27	189.00
同	同 217番28	1,577.95
同	同 453番1	6,912.00

同	同	453 番 2	925.00
同	同	728 番 3	15.00
同	同	804 番 1	100,428.00
同	同	816 番 1	18,387.00
同	同	816 番 7	11,873.00
同	同	816 番 8	7,501.00
同	同	818 番	6,516.00
同	同	824 番	10,360.00
同	同	825 番	661.00
同	同	826 番	109.00
同	同	827 番	2,899.00
同		大阪市住吉区帝塚山東二丁目 1 番 11	8.74
同		泉佐野市りんくう往来北 1 番 58	12,094.00
同		寝屋川市幸町 53 番 4	1,720.00
同	同	57 番 1	573.00
同	同	59 番	1,331.00
同	同	60 番 2	5,364.00
同	同	70 番 1	19.00
同	同	88 番	8,715.00
同	同	94 番 1	6,122.00
同	同	98 番 1	3,272.00
同	同	98 番 2	826.00
同	同	98 番 3	33.00
同	同	98 番 4	2.51

同	同	98 番 6	218.00
同	同	122 番 1	4,965.00
同	同	122 番 5	711.00
同	同	122 番 6	126.00
同	同	125 番	15,140.00
同	同	151 番	3,136.00
同	同	178 番 1	20,850.00
同	同	214 番 2	41.00
同		寝屋川市国松町 178 番 8	0.72
同	同	178 番 10	3,220.00
同	同	178 番 11	2,677.00
同	同	178 番 15	146.00
同	同	178 番 21	275.00
同		大阪市住吉区杉本三丁目 3 番 1	294.00
同	同	3 番 3	10,500.00
同	同	4 番 1	261.00
同	同	4 番 3	261.00
同	同	5 番 1	611.00
同	同	5 番 2	608.00
同	同	6 番	773.00
同	同	7 番 1	446.00
同	同	7 番 2	442.00
同	同	8 番 1	522.00
同	同	8 番 2	519.00

同	同	9 番	138.00
同	同	10 番	1,325.00
同	同	11 番 1	585.00
同	同	11 番 2	561.00
同	同	12 番	122.00
同	同	13 番	525.00
同	同	14 番	383.00
同	同	15 番	522.00
同	同	16 番	284.00
同	同	17 番 1	548.00
同	同	17 番 2	545.00
同	同	18 番	522.00
同	同	19 番	33.00
同	同	20 番 1	684.00
同	同	20 番 2	680.00
同	同	21 番	459.00
同	同	22 番	280.00
同	同	23 番 1	419.00
同	同	23 番 2	419.00
同	同	24 番	2,066.00
同	同	25 番	499.00
同	同	26 番	535.00
同	同	27 番	525.00
同	同	28 番	383.00

同	同	29 番	112.00
同	同	30 番	1,408.00
同	同	30 番 1	585.00
同	同	30 番 2	297.00
同	同	30 番 4	297.00
同	同	31 番 1	62.00
同	同	31 番 2	45.00
同	同	32 番	284.00
同	同	32 番 1	406.00
同	同	33 番	214.00
同	同	33 番 1	419.00
同	同	34 番 1	419.00
同	同	34 番 2	20.00
同	同	35 番	671.00
同	同	36 番	1,504.00
同	同	36 番 1	694.00
同	同	37 番 1	366.00
同	同	37 番 2	104.00
同	同	38 番	770.00
同	同	38 番 1	360.00
同	同	38 番 2	330.00
同	同	39 番 1	195.00
同	同	39 番 2	20.00
同	同	40 番	1,084.00

同	同	40 番 1	575.00
同	同	41 番 1	284.00
同	同	41 番 2	280.00
同	同	41 番 3	6.04
同	同	42 番	1,642.00
同	同	43 番 1	588.00
同	同	43 番 2	29.00
同	同	43 番 4	5.69
同	同	45 番 1	423.00
同	同	45 番 2	33.00
同	同	46 番 1	456.00
同	同	46 番 2	456.00
同	同	47 番 1	466.00
同	同	47 番 2	49.00
同	同	48 番 1	522.00
同	同	48 番 2	495.00
同	同	49 番 1	148.00
同	同	49 番 2	17,886.00
同	同	50 番 1	274.00
同	同	50 番 2	33.00
同	同	51 番	244.00
同	同	52 番 1	512.00
同	同	52 番 2	509.00
同	同	53 番 1	436.00

同	同	53 番 2	436.00
同	同	54 番 1	143.00
同	同	55 番	975.00
同	同	56 番 1	912.00
同	同	57 番 1	749.00
同	同	58 番 1	301.00
同	同	59 番 1	767.00
同	同	60 番 1	702.00
同	同	61 番 1	716.00
同	同	62 番 1	367.00
同	同	63 番 1	607.00
同	同	64 番 1	362.00
同	同	65 番 1	660.00
同	同	66 番 1	472.00
同	同	67 番	469.00
同	同	68 番 1	287.00
同	同	69 番 4	143.00
同	同	70 番	390.00
同	同	71 番 1	330.00
同	同	71 番 2	327.00
同	同	72 番 1	396.00
同	同	72 番 2	396.00
同	同	73 番	757.00
同	同	74 番	760.00

同	同	75 番 1	505.00
同	同	76 番	386.00
同	同	77 番	155.00
同	同	78 番 1	221.00
同	同	79 番 1	148.00
同	同	80 番 1	485.00
同	同	81 番	621.00
同	同	82 番 1	347.00
同	同	82 番 2	347.00
同	同	83 番 1	340.00
同	同	83 番 2	340.00
同	同	84 番	469.00
同	同	85 番	185.00
同	同	86 番	363.00
同	同	87 番	224.00
同	同	88 番	261.00
同	同	89 番	287.00
同	同	90 番 1	376.00
同	同	90 番 2	112.00
同	同	91 番 1	208.00
同	同	91 番 2	82.00
同	同	92 番	125.00
同	同	93 番	191.00
同	同	94 番	122.00

同	同	95 番	601.00
同	同	96 番 1	803.00
同	同	96 番 2	608.00
同	同	97 番 1	641.00
同	同	97 番 2	638.00
同	同	98 番	2,029.00
同	同	99 番	138.00
同	同	100 番	2,133.00
同	同	155 番 1	3,265.52
同	同	155 番 2	470.18
同	同	155 番 3	15,638.99
同	同	155 番 4	1,105.49
同	同	155 番 5	5,070.77
同	同	155 番 6	6,717.19
同	同	155 番 7	7,101.32
同	同	155 番 8	3,051.86
同	同	155 番 9	3,240.97
同	同	155 番 10	32.33
同	同	155 番 11	467.08
同	同	155 番 12	967.84
同	同	155 番 13	4,580.01
同	同	155 番 14	107.00
同	同	155 番 15	820.00
同	同	155 番 16	204.00

同	同	155 番 17	36.00
同	同	155 番 18	450.00
同	同	155 番 19	77.00
同	同	155 番 20	182.00
同	同	155 番 21	127.00
同	同	155 番 22	96.00
同	同	155 番 23	266.00
同	同	155 番 24	62.00
同	同	155 番 52	0.35
同	同	155 番 53	1.43
同	同	302 番 1	608.00
同	同	458 番	21,983.00
同	同	459 番 1	2,849.00
同	同	459 番 10	4,806.00
同	同	459 番 11	5,913.00
同	同	459 番 12	8,912.00
同	同	459 番 13	125.00
同	同	459 番 14	390.00
同	同	459 番 15	8,238.00
同	同	459 番 16	2,773.00
同	同	459 番 17	5,853.00
同	同	459 番 18	6,671.00
同	同	459 番 19	2,228.00
同	同	459 番 20	165.00

同	同	459 番 23	8,447.00
同	同	460 番	244.00
同	同	461 番	534.00
同		大阪市住吉区杉本町 25 番 1	1,172.00
同	同	26 番 1	333.00
同	同	28 番 1	1,639.00
同	同	29 番 1	24.00
同	同	459 番 2	10,157.00
同	同	459 番 3	16,019.00
同	同	459 番 5	4,403.00
同	同	459 番 9	690.00
同		大阪市阿倍野区旭町一丁目 3 番の一部	352.47
同	同	10 番 2	16,373.43
同	同	10 番 6 の一部	971.97
同	同	10 番 24	11,289.79
同	同	58 番 1	30.32
同	同	219 番	27.24
同		大阪市阿倍野区旭町二丁目 85 番の一部	1,643.83
同		大阪市西成区山王一丁目 39 番 4	27.38
同		大阪市北区梅田一丁目 10 番の一部	262.70
同		大阪市東住吉区西今川四丁目 29 番	1,209.00
同		堺市北区東上野芝町二丁 438 番 2	1,860.00
同		長野県北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神 22203 番 44	1,075.00

同	同 22203 番 45	732.00
同	同 22203 番 76	1,928.87
同	同 22203 番 77	1,872.82
同	同 22203 番 128	370.00

別表第 2（第25条関係）

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (m <sup>2</sup> )
建物	堺市中区学園町 1 番 1 号	総合科学部 1 号館 (H31. 3 除却)	7,277.91
同	同	受電室棟 (H23. 3 除却)	799.07
同	同	ファン室棟	8.49
同	同	受水槽ポンプ室	78.00
同	同	受水槽操作室 (R 5. 1 除却)	16.00
同	同	受水槽塩素室 (R 5. 1 除却)	16.00
同	同	廃水処理棟	738.77
同	同	倉庫	98.27

		(H25. 3 除却)	
同	同	守衛室	94. 37
同	同	車庫	148. 84
同	同	学術交流会館	1, 348. 39
同	同	薬品庫	32. 00
同	同	燐削減処理棟	163. 68
同	同	西門守衛室	36. 45
同	同	特別高圧変電所仮開閉所 上家 (H23. 3 除却)	19. 87
同	同	科学技術共同研究センター	521. 28
同	同	C O E 研究拠点施設	199. 50
同	同	学生会館	3, 016. 57
同	同	部室 (H23. 3 除却)	360. 14
同	同	浄化槽ポンプ室	8. 79
同	同	仮厩舎控室	12. 96
同	同	体育部室	719. 06
同	同	従業員更衣室	38. 88
同	同	厩舎	218. 70
同	同	文化部室	611. 15
同	同	厚生保健センター本館棟	788. 07
同	同	第2文化部室	545. 85

同	同	第3文化部室 (H25.3除却)	108.99
同	同	物置 (H23.3除却)	4.95
同	同	音楽練習場	190.80
同	同	危険物倉庫 (H23.3除却)	3.75
同	同	部室	32.40
同	同	自動車部クラブハウス (R4.10除却)	9.72
同	同	自動車部室	45.36
同	同	体育部女子更衣室	73.82
同	同	和弓場	105.85
同	同	和弓的場・洋弓場	92.36
同	同	洋弓場	41.75
同	同	馬術部ロッカールーム	85.25
同	同	女子体育部室	52.90
同	同	第2学生会館	712.95
同	同	総合情報センター	12,342.99
同	同	3号館 (H20.3除却)	4,436.63
同	同	2号館 (H20.3除却)	3,512.36
同	同	6号館	3,357.32

同	同	1号館	3,513.78
同	同	船舶動揺水槽	509.88
同	同	浄化槽ポンプ室 (H27.3除却)	26.38
同	同	生産技術センター (R6.3除却)	1,766.99
同	同	電気実験室 (R6.3除却)	312.76
同	同	内燃風洞水力実験室	853.97
同	同	倉庫	66.44
同	同	浄化槽ポンプ室・ガスメ ーターボックス室 (H26.8除却)	8.33
同	同	酸室 (H20.3除却)	33.98
同	同	5号館 (H26.8除却)	6,676.49
同	同	構造強度第1実験室	64.79
同	同	4号館	5,561.32
同	同	酸室	42.94
同	同	高圧機器実験室 (H20.3除却)	78.40
同	同	7号館	9,746.07
同	同	木工作業室	50.14

同	同	ブロー室	9.92
同	同	8号館	5,379.00
同	同	危険物倉庫(1)	9.83
同	同	危険物倉庫(2) (H20.3除却)	9.83
同	同	ボンベ庫	9.64
同	同	ボンベ庫(1) (H20.3除却)	9.67
同	同	ボンベ庫(2) (H20.3除却)	6.75
同	同	ボンベ庫	3.31
同	同	PCB庫	9.63
同	同	危険物屋内貯蔵所	9.90
同	同	設備棟	416.25
同	同	研究棟	19,483.28
同	同	ゴミ置場	28.80
同	同	危険物貯蔵所及び空ボン ベ倉庫	37.20
同	同	本館	20,915.26
同	同	車庫	42.74
同	同	管理棟A	115.00
同	同	管理棟B	140.00
同	同	管理棟C	105.00
同	同	昆虫飼育室	92.99

同	同	造園温室	89.10
同	同	気象温室 A	89.10
同	同	気象温室 B	89.10
同	同	花卉温室 A	163.35
同	同	花卉温室 B	102.50
同	同	共同網室	59.40
同	同	育種温室	143.50
同	同	農業工学科特別実験室 (H20.3 除却)	877.37
同	同	植病研究室及び温室	220.50
同	同	土壌肥料学実験温室	82.00
同	同	生殖生理栄養学実験温室 (R 2.10 除却)	163.35
同	同	家畜病院棟	1,672.75
同	同	解剖棟	565.38
同	同	飼育棟 (1) (R 4.9 除却)	427.68
同	同	飼育棟 (2)	141.30
同	同	堆肥舎 (H25.3 除却)	6.48
同	同	焼却炉棟 (R 2.3 除却)	36.00
同	同	農場管理棟	827.90
同	同	温室 1	165.00

		(R 3.12 除却)	
同	同	温室 2 (R 3.12 除却)	165.00
同	同	温室 3 (R 3.12 除却)	165.00
同	同	温室 4 (R 3.12 除却)	165.00
同	同	農工振動実験室 (H20. 3 除却)	39.74
同	同	牛舎	102.30
同	同	作業場	66.00
同	同	堆肥舎	24.00
同	同	倉庫	10.00
同	同	ポンプ室	20.00
同	同	果樹温室	164.17
同	同	放射化学実験用廃棄物倉庫 (H25. 3 除却)	12.68
同	同	作物温室 (R 4.10 除却)	90.00
同	同	焼却炉控室 (R 2. 3 除却)	7.29
同	同	環境制御実験室 (H20. 3 除却)	65.22

同	同	植物育成温室 (H20. 3 除却)	66.65
同	同	光合成測定室	9.72
同	同	獣医別館	1,230.03
同	同	危険物倉庫	9.83
同	同	女子更衣室	57.02
同	同	獣医 2 号館	2,918.36
同	同	R I 排水処理棟	150.21
同	同	危険物倉庫 2	9.99
同	同	ボンベ庫 1	8.48
同	同	ボンベ庫 2	5.00
同	同	ボンベ庫 (H24. 6 除却)	5.36
同	同	有機廃液処理棟	45.00
同	同	花卉システム温室 A	189.00
同	同	花卉システム温室 B	189.00
同	同	倉庫	66.00
同	同	1 号館	5,553.75
同	同	2 号館	2,346.25
同	同	浄化槽ポンプ室・ガスメ ーターボックス室 (H25. 3 除却)	8.42
同	同	水槽ポンプ室 (H25. 3 除却)	12.09

同	同	酸室 (H25. 3 除却)	33.98
同	同	総合科学部 2 号館 (H25. 3 除却)	11,060.26
同	同	浄化槽ポンプ室・ガスメ ーターボックス室 (H25. 3 除却)	8.33
同	同	プール管理室	107.63
同	同	体育館兼講堂	4,206.47
同	同	浄化槽ポンプ室 (H26. 8 除却)	3.07
同	同	便所	34.28
同	同	便所	61.91
同	同	プールスタンド	239.85
同	同	総合科学部 3 号館	5,311.06
同	同	飼育棟	36.00
同	同	温室棟 (H26. 8 除却)	60.41
同	同	危険物倉庫 (H25. 3 除却)	9.99
同	同	ボンベ庫 A (H25. 3 除却)	5.00
同	同	ボンベ庫 B (H25. 3 除却)	5.00

同	同	コミュニティー棟	1,895.37
同	同	コミュニティー棟書庫	353.22
同	同	グラウンド倉庫	8.86
同	同	危険物貯蔵庫 (H25.3除却)	9.90
同	同	危険物保管庫	9.90
同	同	本館棟	3,993.34
同	堺市中区学園町1番 2号	研究センター棟	3,296.72
同	同	別館	903.30
同	同	守衛棟	123.70
同	同	第1線源棟	1,615.57
同	同	第2線源棟	145.27
同	同	動植物育成棟	667.81
同	同	消火ポンプ電気室	33.81
同	同	第1放射化学実験棟	1,559.63
同	同	屋外管理棟	302.87
同	同	ガラス室網室 (H23.3除却)	71.99
同	同	危険物屋内貯蔵庫1	12.59
同	同	倉庫A	19.83
同	同	第2放射化学実験棟	486.76
同	同	便所	15.98
同	同	高分子実験棟	312.12

同	同	非放射性廃棄物倉庫	36.00
同	同	管理棟倉庫	35.09
同	同	ポンプ場控室	10.36
同	堺市中区学園町1番 1号	生物資源開発センター	1,970.53
同	同	生物資源開発センター附 属棟	52.50
同	堺市中区学園町1番 2号	高圧実験棟	126.99
同	同	本館	10,643.56
同	同	配水ポンプ室	43.97
同	同	高圧ガス貯蔵倉庫	12.00
同	同	危険物屋内貯蔵庫2	9.90
同	堺市中区学園町1番 1号	生物資源開発センター2 号館	1,476.20
同	堺市中区学園町1番 2号	保管廃棄棟	221.52
同	同	廃溶剤保管庫	9.90
同	堺市中区大野芝町23	共同住宅 (H25.9除却)	1,129.25
同	同	物置 (H19.3除却)	5.48
同	同	浄化槽ポンプ室 (H19.3除却)	4.29

同	同	共同住宅 (H25.9 除却)	1,339.73
同	同	ポンプ室 (H19.3 除却)	3.70
同	同	4号館 (H25.9 除却)	1,681.60
同	同	4号館ポンプ室 (H25.9 除却)	11.61
同	同	独身寮 (H25.9 除却)	1,334.01
同	同	独身寮ポンプ室 (H25.9 除却)	9.14
同	同	管理棟 (H25.9 除却)	608.97
同	同	寄宿舍 (H25.9 除却)	3,523.92
同	同	受水槽ポンプ室 (H25.9 除却)	77.00
同	同	図書室 (H25.9 除却)	51.88
同	同	留学生宿舎 (H25.9 除却)	1,349.15
同	羽曳野市はびきの 三丁目7番30号	あずまや	82.40

同	同	大学院棟	685.31
同	寝屋川市幸町 26 番 12 号	旧実験室	170.10
同	同	旧図書室 (H27.12 除却)	64.80
同	同	教養棟	3,872.77
同	同	専門棟 1	5,808.30
同	同	工場棟 1	2,155.84
同	同	工場棟 2	655.70
同	同	油貯蔵庫	15.78
同	同	専門棟 2	5,035.89
同	同	中央渡廊下	583.63
同	同	危険物倉庫	15.00
同	同	変電室及びポンプ室	90.00
同	同	管理棟	1,969.39
同	同	体育館	2,200.57
同	同	部室棟	109.90
同	同	プール機械室	23.51
同	同	食堂	451.07
同	同	武道館	642.66
同	同	車庫	54.56
同	同	プロパンガス貯蔵庫	1.44
同	同	工場棟 4	149.60
同	同	工場棟 3	200.34

同	同	守衛室	17.80
同	同	体育倉庫	59.40
同	同	倉庫	59.40
同	同	高圧ガス倉庫	4.16
同	同	倉庫	59.40
同	同	シャワー室	10.21
同	同	図書館	1,599.50
同	同	倉庫	59.62
同	同	シャワー室	3.57
同	同	倉庫	25.73
同	同	プール附属棟	143.89
同	同	地域連携テクノセンター	1,808.18
同	同	倉庫	29.20
同	大阪市住吉区杉本 三丁目	1号館	6,472.83
同	同	事務局倉庫	120.24
同	同	商学部棟	1,978.93
同	同	経済学部棟	2,779.01
同	同	法学部棟	6,408.01
同	同	法学部棟ポンプ室	52.00
同	同	旧法学部棟	724.54
同	同	旧法学部倉庫	22.08
同	同	文学部棟	4,971.78
同	同	文学部増築棟	1,829.55

同	同	河海工学水理実験場	1,192.63
同	同	河海工学水理実験場附属棟	160.46
同	同	河海工学水理実験場造波装置上屋	27.54
同	同	河海工学水理実験場倉庫(1)	24.00
同	同	河海工学水理実験場倉庫(2)	41.44
同	同	環境水域工学研究棟	105.08
同	同	経済研究所棟	3,549.47
同	同	経済研究所書庫	514.75
同	同	学生サポートセンター	3,509.46
同	同	旧図書館第1書庫	1,242.14
同	同	第11合同部室(1)	960.52
同	同	第11合同部室(2)	842.33
同	同	旧図書館ポンプ室 (H23.7除却)	3.72
同	同	都市問題資料センター	894.24
同	同	保健管理センター	246.60
同	同	田中記念館	3,337.28
同	同	旧教室棟	674.59
同	同	杉の子保育園	240.29
同	同	園芸詰所	183.79

同	同	園芸・営繕倉庫	32.40
同	同	車庫	142.06
同	同	電気開閉所	136.93
同	同	守衛室（本館地区）	72.94
同	同	第2学生ホール	991.50
同	同	第3学生ホール	468.75
同	同	第3学生ホール倉庫	84.86
同	同	第3合同部室	66.50
同	同	第4合同部室	471.16
同	同	第5合同部室	126.94
同	同	第6合同部室	106.68
同	同	スポーツハウス	870.12
同	同	厩舎	426.71
同	同	グラウンドハウス	341.91
同	同	グラウンド内教員控室	14.40
同	同	和弓場	154.79
同	同	プール管理棟	151.20
同	同	プール附属部室	190.00
同	同	ラグビークラブハウス	77.76
同	同	陸上競技場附属棟	49.24
同	同	陸上競技場器具庫	37.11
同	同	アーチェリー倉庫	24.00
同	同	陸上競技部倉庫	24.00
同	同	洋弓場	23.40

同	同	全学共通教育棟（1期）	7,980.23
同	同	全学共通教育棟（2期）	4,505.09
同	同	全学共通教育棟倉庫 （1）	32.47
同	同	全学共通教育棟倉庫 （2）	75.00
同	同	全学共通教育棟倉庫 （3）	50.00
同	同	基礎教育実験棟	6,282.02
同	同	2号館	3,734.64
同	同	4号館	662.40
同	同	ゲストハウス	1,744.12
同	同	インキュベータ	471.24
同	同	守衛室（旧教養地区）	44.26
同	同	危険物倉庫	25.52
同	同	第1体育館	1,554.69
同	同	第2体育館	2,653.71
同	同	第1学生ホール	1,445.74
同	同	第1学生ホール倉庫 （1）	89.43
同	同	第1学生ホール倉庫 （2）	81.42
同	同	第1合同部室 （H31.3除却）	744.48

同	同	第 2 合同部室	540.00
同	同	第 7 合同部室 (H31. 3 除却)	681.72
同	同	第 8 合同部室 (H31. 3 除却)	293.76
同	同	第 9 合同部室 (H31. 3 除却)	293.76
同	同	第 10 合同部室 (H31. 3 除却)	266.66
同	同	第 1 音楽練習室	151.80
同	同	第 3 音楽練習室	185.41
同	同	第 4 音楽練習室	293.09
同	同	新武道場	408.36
同	同	課外活動保管庫	93.50
同	同	ソフトテニス部室	51.63
同	同	硬式庭球部室	51.43
同	同	理学部本館 (1 期) (H25. 1 除却)	1,764.72
同	同	理学部本館 (2 期)	5,691.60 (平成 25 年 1 月一部除 却により現 在は、 3,090.96)
同	同	理学部本館 (3 期)	3,878.17
同	同	理学部本館昇降機棟	58.57

		(H25. 1 除却)	
同	同	理学部ヘリウム液化施設	271.23
同	同	理学部倉庫 (H22.10 除却)	165.62
同	同	理学部ボーリング資料庫 (H22.11 除却)	101.15
同	同	理学部電気室 (1)	77.76
同	同	理学部電気室 (2)	103.68
同	同	理学部電気室 (3)	218.13
同	同	理学部危険物倉庫	45.66
同	同	理学部動物舎 (H22.12 除却)	32.94
同	同	理学部コバルト室	22.80
同	同	理学部廃棄物倉庫	19.84
同	同	理学部宇宙線観測室 (1) (H26. 4 除却)	19.80
同	同	理学部宇宙線観測室 (2) (H26. 4 除却)	33.35
同	同	理学部ポンプ室 (1) (H22.11 除却)	8.83
同	同	理学部ポンプ室 (2) (H26. 4 除却)	8.75

同	同	理学部ポンプ室（3） （H26.4除却）	28.00
同	同	理学部磁気共鳴実験室 （H22.11除却）	17.81
同	同	旧原子力基礎研究所棟	3,191.94
同	同	工学部A棟（1期）	276.48
同	同	工学部A棟（2期）	1,711.40
同	同	工学部B棟	7,572.19
同	同	工学部C棟	6,959.50
同	同	工学部D棟（1期）	1,260.00
同	同	工学部D棟（2期）	1,692.00
同	同	工学部E棟	1,472.40
同	同	工学部F棟	2,996.97
同	同	工学部G棟	2,395.39
同	同	工作技術センター	399.45
同	同	工学部風洞実験室	316.16
同	同	工学部大型実験室	224.40
同	同	工学部疲労試験室	182.00
同	同	工学部危険物倉庫（1） （H27.3除却）	30.92
同	同	工学部危険物倉庫（2）	40.05
同	同	工学部流体実験用ポンプ 室	4.86
同	同	生活科学部本館	5,621.35

同	同	生活科学部 A 棟	2,009.85
同	同	生活科学部 A 棟昇降機棟	56.43
同	同	生活科学部 B 棟	455.25
同	同	生活科学部 C 棟	324.00
同	同	生活科学部危険物倉庫	12.66
同	同	学術情報総合センター	37,434.00
同	同	守衛室（理工地区）	74.01
同	大阪市阿倍野区旭町 一丁目	医学部学舎	46,721.49
同	同	医学部南館	3,108.09
同	同	医学部看護学科学舎	7,619.02
同	同	医学部附属病院	86,878.48
同	同	医学部附属病院駐車場	10,642.41
同	同	医学部動物実験施設	3,020.77
同	同	医学部地下病歴資料室 （R 4.7 除却）	540.25
同	同	医学部地下電気室 （R 4.7 除却）	295.75
同	同	医学部ごみ庫	24.00
同	同	医学部守衛詰所 （R 4.7 除却）	3.24
同	同	医学部合同部室 （H18.11 除却）	168.30
同	同	医学部課外活動部室	140.76

		(H18.11 除却)	
同	同	学術情報総合センター医 学分館 (R 4.7 除却)	1,680.96
同	同	医学情報センター	1,661.16
同	同	医療研修センター	3,481.98
同	同	医学部附属病院保管施設	541.14
同	大阪市阿倍野区旭町 二丁目	医学部附属病院職員研修 施設	1,669.08
同	同	医学部附属病院医師宿舎	609.48
同	同	医学部附属病院看護職員 宿舎若草寮	2,304.64
同	大阪市北区梅田一丁目	文化交流センター・梅田 サテライト	2,325.81
同	大阪市都島区中野町 一丁目	艇庫	576.47
同	大阪市東住吉区西今川 四丁目	医学部附属病院看護職員 宿舎西今川寮	1,030.88
同	堺市北区東上野芝町 二丁	外国人留学生宿舎・教職 員宿舎	1,442.18
同	長野県北安曇郡白馬村 大字神城字山ノ神	白馬セミナーハウス	297.84